

九州佐賀国際空港 P I 評価委員会設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、九州佐賀国際空港 P I 評価委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、九州佐賀国際空港 P I 推進協議会（以下「協議会」という。）が行うパブリック・インボルブメント（以下「P I」という。）について、プロセスや結果に関する助言及び評価を行うことにより、P I の透明性や公平性、公正性を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、九州佐賀国際空港滑走路延長に関する P I について、次の事項の助言及び評価を行う。

- (1) P I 実施計画に関すること
- (2) P I レポートに関すること
- (3) P I 活動に関すること
- (4) P I 実施結果に関すること
- (5) その他、委員会が必要と認めること

(構成)

- 第 4 条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員委嘱は、協議会事務局を置く行政機関の長が行う。
 - 3 委員の変更に際しては、委員会の承認を必要とする。

(中立性)

第 5 条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の団体、利害関係者等の利害を代表してはならない。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長)

- 第 7 条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

- 第 8 条 委員会は、委員長が招集し運営する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、協議会に対して委員会の会議への出席及び委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別させる情報、個人の権利利害を害する恐れのある情報及び公開することが適切でない情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の職を退いた後も同様とする。

(公開)

第10条 委員会は、公開することが適切でない情報を除き、原則として公開とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、佐賀県地域交流部空港課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日より施行する。

(別紙)

九州佐賀国際空港P I 評価委員会 委員

(五十音順、敬称略)

| 氏 名 | 職 業 |
|-------------------|---------------|
| おびや ひろゆき 帯屋 洋之 | 佐賀大学 理工学部 教授 |
| たかしま ちづる 高島 千鶴 | 佐賀大学 教育学部 准教授 |
| とりい ともこ 鳥井 智子 | フリーアナウンサー |
| まつお ひろし 松尾 弘志 | 弁護士 |